

生活福祉資金貸付制度

●生活福祉資金貸付制度とは●●●

低所得者、障害者又は高齢者の世帯の方々に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する制度です。

また、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。申請後、審査を経て貸付決定となります。

なお、本制度は貸付制度であり、返済の義務を負います。

ご利用いただける世帯

(1) 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であつて、自立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められる世帯

(2) 障害者世帯

身体障害者、知的障害者又は精神障害者等の属する世帯

(3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6項に規定する暴力団員が属する世帯に対する貸付けはできません。

資金の種類

※各資金の詳細は2ページ以降をご参考ください。

総合支援資金（※）	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用
緊急小口資金（※）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	
教育支援費	就学するのに必要な経費
就学支度費	入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯向け
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯向け

（※）総合支援資金と緊急小口資金については原則、生活困窮者自立相談支援事業等の支援を受けることが必要となります。

留意点

- 資金の貸付けにあたって、市町村社協及び県社協、民生委員が行う必要な相談支援や法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける必要があり、借受人は、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければなりません。
- 借入れの目的に即して資金を使用することが必要となります。
- 借受人は、あらかじめ償還計画を策定し、県社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければなりません。償還期限までに償還しなかったときは延滞利子を徴収します。
- 借金返済のための貸付けはできません。
- 群馬県内にお住まいの世帯が対象となります。